

## 貸ロッカー・貸メールボックス設備申込みについて

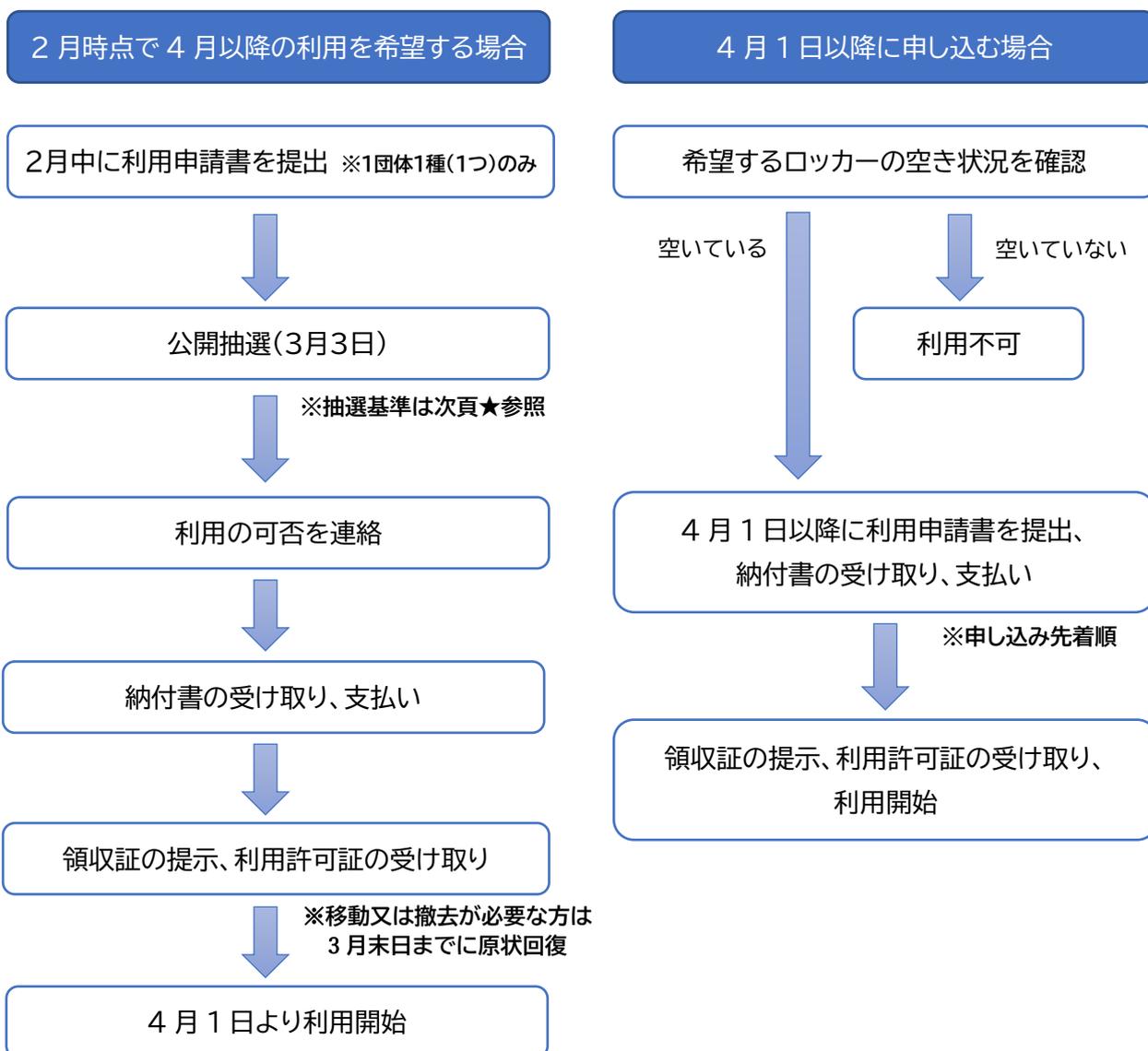
池田市立市民活動交流センター 指定管理者  
特定非営利活動法人池田市公益活動促進協議会

### ■ 申請期間および方法

4月1日からの使用については、2月1日から2月末日までを申請期間とし、希望者多数の場合は抽選となります。但し抽選後に空きがある場合は、4月1日以降に随時使用申請ができます（先着順）。

【受付時間】 9：00～21：30（月曜および年末年始休館）

【受付場所】 市民活動交流センター 1階窓口



### ■ 使用申請・抽選・許可について

- 使用を希望する場合は、所定の「設備使用申請書兼同意書（様式第5号）」に必要事項および希望のナンバーを記入（例：中-1）のうえ、ご来館にて窓口までお申し込み下さい。2月申請分は1団体1種類のロッカー1つとメールボックス1つのみです。

- ★抽選は2023年3月3日(金)10時より当センター2階フリースペース(予定)にて公開で行います(参加自由)。申込み数が設備数を超えた場合は、当該設備に申し込んだすべての申請者から抽選により使用許可者を決定します。落選した方には補欠順位を定め、設備に空きが生じたときはその順位に従い使用可能の連絡をいたします。

また申込数が設備数内の場合、前年度と異なるロッカーを希望する方と新規申請者において抽選を行い、上位の方より順に空きがあるところから使用するロッカーを選択いただきます。前年度と同じ場所を希望する場合は抽選なしで継続いただけます。
  - 設備使用が可能な団体へは抽選日以降順次、申請書記載の申込者に連絡いたします。お渡しする納付書を金融機関等に持参のうえ使用料を支払い、領収証(納付書のうちの1連)を使用開始日までに窓口にご提示ください。その際お渡しする「設備使用許可書(様式第7号)」をもって4月1日以降の利用が可能となります。
- 4月1日以降の使用キャンセル(取り下げ)と変更について
- 使用をキャンセルする場合は、所定の「取下げ届(様式第9号)」を提出してください。ただし、**使用料の返金はいりません。**
  - 申請内容に変更が出た場合は、所定の「変更申請書兼同意書(様式第11号)」を提出してください。
  - 使用をキャンセルまたは次年度に異なるロッカーを使用する場合等、利用者にて使用終了の日または3月31日までにロッカー内の物品を撤去し原状回復へのご協力をお願いします。

## 【設備詳細】

### ■ 使用場所および時間

市民活動交流センター1階(池田市新町1-8)  
9:00~21:30(月曜および年末年始休館)

### ■ 使用期間

原則4月1日から翌年3月31日までの1年間

### ■ 料金・規格等

設備名	仕様	幅×奥行×高さ(cm)	数	年間使用料
ロッカー(大)	暗証番号式ダイヤル錠	86×41×100	4	18,000円
ロッカー(長)	暗証番号式ダイヤル錠	30×46×169	6	12,000円
ロッカー(中)	暗証番号式ダイヤル錠	41×41×86	16	9,000円
ロッカー(小)	暗証番号式ダイヤル錠	41×41×55	24	6,000円
メールボックス	錠前式	26×36×18	24	1,200円

- ※ 1使用者につき、ロッカー1個、メールボックス1個までの利用を基本とします。ロッカーとメールボックスは重複利用可能、4月1日以降に空きがある場合は複数利用できます。
- ※ 年度途中からの利用は使用開始日から最初の3月31日までを使用期間とし、使用料は月割計算となります。ただし月の途中から使用する場合も1か月分の使用料が必要です。年度途中で種別を変更した場合の使用料は返還不可、新規で別種別のロッカーを申し込んだ場合は新たに月割での年間使用料が必要となります。
- ※ 使用者が池田市民以外の場合は、使用料は1.5倍になります。
- ※ ロッカーの保管に適さない物品の収容はお断りさせていただきます。詳細は「設備使用許可書(様式第7号)」記載の注意書きをご確認下さい。

以上、ご不明点など窓口または072-750-5133までお問い合わせください。